

人事委員会勧告等の概要について

教 職 員 課

人事委員会勧告等の概要について

本年度の人事委員会勧告等（令和5年職員の給与等に関する報告及び勧告）について、その概要は次のとおりです。

1 職員給与と民間給与との比較

<月例給>

公民比較		公民較差	
民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差額 (A-B)	較差率 (A-B) / B
362,231円	359,027円	3,204円	0.89%

(注) 職員給与は、民間事業所の従業員と給与比較することができた行政職給料表適用者の平均給与

<ボーナス（期末手当・勤勉手当）>

民間の年間支給割合	職員の年間支給月数
4.51月	4.40月

2 改定の概要

(1) 給料表

行政職給料表は初任給を含む若年層の改定を重点的に行った人事院勧告に準じて引上げ、その他の給料表は行政職給料表との均衡を基本に引上げ

(2) 初任給調整手当

医師については支給月額を引上げ

(3) 通勤手当

交通機関等利用者に対する通勤手当についての支給の限度額の廃止

(4) 期末手当・勤勉手当

職員の年間支給月数（4.40月）と、民間の年間支給割合（4.51月）との均衡を図るため引上げ 4.40月分 → 4.50月分

<一般の職員の場合の支給月数>

		6月期	12月期	計
令和5年度	期末手当	1.20月(支給済み)	1.25月(現行1.20月)	2.45月
	勤勉手当	1.00月(支給済み)	1.05月(現行1.00月)	2.05月
	計	2.20月	2.30月	4.50月
令和6年度以降	期末手当	1.225月	1.225月	2.45月
	勤勉手当	1.025月	1.025月	2.05月
	計	2.25月	2.25月	4.50月

(5) 改定による影響

平均年間給与（行政職） 本年度 約9.1万円増

(6) 改定の実施時期

給料表及び初任給調整手当 令和5年4月1日

通勤手当 令和5年6月1日

期末手当・勤勉手当 令和5年12月1日（令和6年度以降の期末手当・勤勉手当は令和6年4月1日）

3 給与に関する諸課題

○教員の給与制度について

国において見直しが検討されているところであり、その動向を注視し、教育委員会と連携しながら研究していく必要がある。